資料番号 総務5

令和3年9月22日 課 名 総務局税務課 担当者 課長 星野 内線 2318

パートナーシップ官誓制度に係る自動車税減免の対応について

1 要旨

市町が導入した「パートナーシップ宣誓制度」への県の対応方針を踏まえ、身体障害者などに対する自動車税の減免について、本人以外のパートナーシップ宣誓者が自動車を所有(取得)又は運転する場合も、一定の要件を満たす場合には、申請により、自動車税(種別割・環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)を減免することとする。

2 現状・背景

(1) パートナーシップ宣誓制度について

- パートナーシップ宣誓制度とは、一方または双方が性的マイノリティである二人が、 互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係である旨の宣誓書を市町に提出し、市町が受領証等を交付するもの。
- 当該制度に基づき市町から受領証等の交付を受けた者は、当該市町で婚姻関係にある者 が受けられる行政サービスの一部が利用可能となる。

※現在, 県内では広島市が令和3年1月に導入しているほか, 14市町で導入が検討されている。

(2) 市町が導入した「パートナーシップ宣誓制度」への県の対応方針について

- 県としては、パートナーシップ宣誓制度を導入した市町で利用可能となる行政サービスを参考に、類似する県の行政サービス等を利用可能とするよう検討を行っている。
- このうち、広島市において身体障害者などに対する軽自動車税(種別割)の減免が受けられるとされたことから、県が賦課徴収する自動車税等について検討を進めてきた。

3 概要

(1)減免対象税目

自動車税(種別割・環境性能割),軽自動車税(環境性能割) ※軽自動車税(環境性能割)は市町税であるが、当分の間、県が賦課徴収を行っている。

(2)内容

身体障害者などに対する自動車税の減免については、本人以外の者が自動車を所有(取得)又は運転する場合は、親族、扶養家族及び内縁関係にあるものに限っていたが、パートナーシップ宣誓者についても、これに含めることとし、使用目的や障害の程度などの必要な要件を満たす場合は、申請により減免することとする。

(3) 適用開始日

令和3年4月1日(広島市と同様)

※「県税の減免処理要綱」を一部改正し、本年度課税分から遡及適用する。